



2026年2月20日

各位

会社名 株式会社シャノン  
代表者名 代表取締役 CEO 山崎 浩史  
(コード：3976、東証グロース)  
問合せ先 執行役員 CFO 友清 学  
(TEL. 03-6743-1551)

### 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分に関するお知らせ

当社は、2026年2月20日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分について、2026年3月30日に開催を予定している第25期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行う目的

当社は、過年度における当期純損失の計上により、現時点で825,864,701円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。本件は、これらの欠損を補填して財務体質の健全化を図るとともに、今後の税負担の軽減及び機動的な資本政策を可能にすることを目的として、会社法第447条第1項、第448条第1項及び第452条の規定に基づき、資本金、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものです。

#### 2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

- (1) 減少すべき資本金の額 資本金の額 1,084,365,304 円のうち、984,365,304 円を減少し、100,000,000 円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。
- (2) 減少すべき資本準備金の額 資本準備金の額 729,439,119 円を全額減少し、資本準備金の額を 0 円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。
- (3) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他の資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の補填に充当します。

#### 3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記「2.」の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、減少により生じるその他資本剰余金 1,713,804,423 円を、繰越利益剰余金の欠損補填に充当するため、繰越利益剰余金へ振り替えるものです。

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額  
その他資本剰余金 1,713,804,423 円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 1,713,804,423 円

#### 4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の日程

- (1) 取締役会決議日 2026年2月20日（本日）
- (2) 株主総会決議日 2026年3月30日（月曜日）
- (3) 債権者異議申述公告日 2026年2月26日（木曜日）
- (4) 債権者異議申述最終期日 2026年3月25日（木曜日）
- (5) 効力発生日 2026年3月31日（火曜日）

5. 今後の見通し

本件は、貸借対照表の「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、また、発行済株式総数や1株当たり純資産額に変更はございません。当社は、過年度における当期純損失の計上により繰越利益剰余金の欠損が生じておりますが、本件により当該欠損を解消して財務基盤の安定化を図り、中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。あわせて、これにより将来の株主還元に向けた体制整備も図られることとなります。また、本件により資本金の額が1億円となることで、税務上の「中小法人」等としての優遇措置（法人税率の軽減や外形標準課税の適用除外等）を受けることが可能となり、税負担の軽減を通じて財務体質のさらなる健全化に寄与するものと考えております。

なお、本件が2026年12月期の業績に与える影響は軽微ですが、上記内容につきましては、2026年3月30日開催予定の第25期定時株主総会において、承認可決されることを条件としております。

以 上